

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる山形県の実現を目指し、山形県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した関係であって、その双方又はいずれか一方が「性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の属する性別についての認識をいう。）が出生時の性と異なる者」であるものをいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方がともに成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が県内に住所を有していること。
 - ロ 双方又はいずれか一方が3箇月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 双方がともに現に婚姻をしていないこと。
- (4) 双方に当該宣誓に係るパートナー以外にパートナー及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 双方が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にないこと。ただし、双方がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーと共に次の各号に掲げる書類（以下「宣誓書等」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。

- (1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
 - (2) パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 知事は、宣誓をしようとする者が宣誓書等に自ら記入することができないと認める場合は、他の者をしてこれを記入させることができる。
- 3 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書等を提出する際は、次の各号に掲げる書類（宣誓をしようとする日前3箇月以内に発行されたものに限る。）を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）
 - (2) 官公署が発行した現に婚姻をしていないことを証明する書類又は戸籍抄本
- 4 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。
- 5 第1項の規定による提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 6 知事は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者の顔写真が貼付されたもの（知事が認めるものに限る。）
 - (5) その他前各号に類するものとして、知事が認める書類
- 7 前項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

（通称の使用）

- 第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書等に氏名と併せて通称を記載することができる。
- 2 前項の規定により通称を記載する場合にあつては、前条第1項の規定により宣誓書等を提出する際に、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる書類を添付するものとする。

（子に関する記載）

- 第6条 宣誓をしようとする者は、その双方又はいずれか一方と生計を一にする未成年の子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合は宣誓書に子の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）を記載することができる。
- 2 前項の規定により子に関する記載をする場合にあつては、第4条第1項の規定により宣誓書等を提出する際に、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 住民票の写し等その他の子との関係性を確認できる書類
 - (2) 子の氏名等の記載に関する同意書（様式第3号。宣誓をしようとする日において満15歳以上の子に関する記載である場合に限る。）

（県内転入の届出）

- 第7条 宣誓をしようとする者の双方が県外に在住しており、今後、その双方又はいずれか一方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定による宣誓をした日から3箇月以内に、県内への転入を証する住民票の写し等を知事に提出するものとする。

（宣誓書受領証等の交付）

第8条 知事は、第4条の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に定める要件を満たしていると認める場合は、山形県パートナーシップ宣誓書受領証（様式第4号。以下「宣誓書受領証」という。）と宣誓書の写しを宣誓者の双方に交付するものとする。

2 知事は、宣誓者が第5条第1項の規定により通称を記載した場合は、宣誓書受領証の表面に通称を、裏面に氏名を記載するものとする。

3 知事は、宣誓者が第6条第1項の規定により子に関する記載をした場合は、宣誓書受領証の裏面に子の氏名等を記載するものとする。

4 知事は、宣誓者が転入予定者である場合は、第1項の規定にかかわらず、転入予定者受付票（様式第5号。以下「受付票」という。）を交付し、その後、前条の規定による提出があったときに、受付票と引き換えに、第1項の規定により宣誓書受領証及び宣誓書の写し（以下「宣誓書受領証等」という。）を宣誓者の双方に交付するものとする。

（宣誓書受領証等の再交付）

第9条 宣誓書受領証等の交付を受けた者が宣誓書受領証又は宣誓書の写しを紛失、毀損等した場合は、その再交付を知事に申請することができる。この場合において、当該申請をする者はパートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）に自ら記入し、当該書類を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

3 第1項の規定による申請については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。

4 毀損の理由により第1項の規定による申請を行う際は、毀損した宣誓書受領証等を再交付申請書に添付するものとする。

5 知事は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を確認し、宣誓書受領証等を再交付するものとする。

6 紛失の理由により再交付を受けた者は、紛失した宣誓書受領証等を発見した場合は、速やかに当該宣誓書受領証等を知事に返還するものとする。

（宣誓事項の変更）

第10条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、宣誓書受領証の記載事項に変更があった場合は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓書受領証記載事項変更届（様式第7号）に自ら記入し、当該書類に変更内容が確認できる書類及び宣誓書受領証を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

3 第1項の規定による届出については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。

4 知事は、第1項の規定による届出があった場合は、その内容を確認し、変更後の内容を記載した宣誓書受領証を交付するものとする。

（宣誓書受領証等の返還）

第11条 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第8号。以下「返還届」という。）に宣誓書受領証等を添付して、知事に届け出なければならない。

（1）パートナーシップを解消したとき。

（2）宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。ただし、同条第2号に関し、第16条の規定による連携自治体への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望する場合を除く。

- 2 前項の規定による届出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 第1項の規定による届出については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があつた場合は、その内容を確認し、返還届の写しを交付するものとする。
- 5 知事は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による届出がされたものとみなすことができる。
- 6 知事は、第1項の規定による届出を受けたとき又は前項の規定により届出がされたときとは、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(子に関する記載の削除)

第12条 第8条第3項の規定により宣誓書受領証に氏名等を記載された子(満15歳以上の者に限る。)は、パートナーシップ宣誓書受領証に関する申立書(様式第9号。以下「申立書」という。)に自ら記入し、宣誓書受領証から氏名等を削除するよう知事に申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申し立ては、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申し立てがあつた場合は、当該申し立てに係る宣誓者に対し、宣誓書受領証の返還を求めるとともに、当該申し立てを行った子の氏名等を削除した宣誓書受領証を交付する。
- 4 知事は、第1項の規定による申し立てがあつた場合は、その内容を確認し、申立書の写しを交付するものとする。
- 5 第1項の規定による申し立て及び第3項の規定による交付については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。
- 6 第1項の場合において、知事は、第3項の規定により返還を求める宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第13条 宣誓書等の内容に虚偽があつたときは、当該宣誓は、無効とする。

- 2 前項の場合において、知事は、宣誓書受領証等の返還を求めることができる。
- 3 第1項の場合において、知事は、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書受領証等の不正使用)

第14条 知事は、宣誓者が宣誓書受領証又は宣誓書の写しを不正に使用し、偽造し、又は変造したと認めるときは、宣誓書受領証等の返還を求めることができる。

- 2 前項の場合において、知事は、当該宣誓者に係る宣誓書受領証の交付番号を公表することができる。

(宣誓書等の保存)

第15条 知事は、宣誓書等を30年間保存するものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第16条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（本県が加入するものに限る。）を構成する自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、県内への住所の異動後も引き続きパートナーシップの継続を希望するときは、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第3条第2項の規定に基づき、宣誓書受領証の交付を受けることができる。ただし、第3条第2号ロを除く同条各号のいずれにも該当する者に限る。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「継続申告者」という。）は、パートナーと共にパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第10号）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して知事に申告しなければならない。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証

(2) 住民票の写し等（申告日前3箇月以内に発行されたものに限る。）

3 前項の規定による申告は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

4 第2項の規定による申告については、第4条第6項及び第7項の規定を準用する。

5 知事は、継続申告者から第2項の規定による申告があった場合は、遅滞なく転出地である連携自治体に通知する。

(事前調整)

第17条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

2 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、第9条の規定による申請並びに第10条及び第11条の規定による届出を行う場合は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

3 第12条の規定による申し立てを行う者は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

4 継続申告者は、あらかじめその日時、場所その他必要な事項について知事と調整するものとする。

(個人情報の適切な取扱い)

第18条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(周知啓発)

第19条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応を行うことができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。